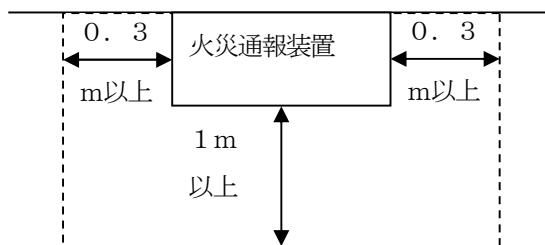


基準27 消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 令第23条に定める「消防機関」とは、京都市消防局（局本部、消防学校、消防活動総合センター及び消防局へリポートを含む。）、消防署、消防分署及び消防出張所とし、「著しく離れた場所」とは、概ね10km以上離れた場所とする。☆
- 2 規則第25条第1項に定める「歩行距離」とは、火災通報装置の設置対象となる棟の主たる出入口から、直近の消防機関の主たる出入口までの歩行距離とする。◇
- 3 火災通報装置の設置及び維持に関する基準は、次によること。
 - (1) 設置は、次によること。
 - ア 防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合、原則として1の場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。◇
 - イ 手動起動装置には、いたずら等による誤報防止の措置が講じられていること。◇
 - ウ 温度、湿度、衝撃、振動及び地震による震動等の影響を受けないように設けること。◇
 - エ 周囲に操作及び点検に必要な空間を設けること（第27-1図参照）。◇

第27-1図



- オ 火災通報装置の直近には、専用の送受話器を設置すること。◇
- カ 一般的な送受話器を非常用送受話器として設置するものは、専用のものとして火災通報装置本体の直近に設け、かつ、他の内線電話等と明確に区別されること。◇
- キ 手動起動装置、非常用送受話器には、標識等により、その旨を明示すること。◇
- ク 手動起動装置は、床面からの高さが0.8m（いすに座って操作するものにあっては0.6m）以上1.5m以下の箇所に設けること。◇
- (2) 接続する電話回線は、次によること。
 - ア 火災通報装置にアナログ電話回線を使用する場合にあっては、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話局との間の部分に接続し、構内交換機等の内線には接続されていないものであること。また、IP電話回線を使用する場合にあっては、デジタル信号を伝送する電話回線の部分とアナログ信号を伝送する電話回線の部分からなる屋内のIP電話回線のうち、回線終端装置等からアナログ信号を伝送する電話回線の部分に接続すること（第27-2図参照）。

第27-2図



イ 電話回線は、利用度の低い加入回線又は利用度の低い発信専用回線のうちの1回線を使用すること。

ウ 「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線」には、アナログ電話回線のほか、IP電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できるIP電話回線が該当するものであること。

(3) 配線及び電源は、規則第12条第1項第5号及び電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。◇

ア 配線の接続部が振動又は衝撃により緩むおそれがある場合は、コンセント抜け防止金具を使用するか、又は配線接続部の直近の壁等にアンカーを固着させるとともに、当該アンカーと配線の接続部をひも、コード等で結着すること。

イ IP電話回線を使用する場合は、UPS (無停電電源装置予備電源) 等が設けられた回線終端装置等を介して使用すること。

(4) 自動火災報知設備の感知器等の作動と連動して起動させる場合は、次によること。

ア 起動は、感知器からの火災信号又は発信機からの火災信号と連動するものであること。

イ 当該自動火災報知設備は、次のいずれかにより、非火災報対策が講じられていること。

(i) 蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置

(ii) 二信号式の受信機の設置

(iii) 蓄積付加装置の設置

ウ 自動火災報知設備が作動した場合に、当該作動箇所の確認等の適切な措置が取れる体制を有していること。◇

エ 防火対象物が無人の状態にある場合、自動火災報知設備の作動後概ね20分以内に、関係者等が現場に到着し、消防隊への情報提供その他必要な対応ができる体制がとられていること。◇

第2 特例適用の運用基準

令第32条を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 次のいずれかに該当する防火対象物で、消防機関へ常時通報することができる電話が、防災センター等に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報、その他これらに関連する内容をいう。）が明示される場合は、火災通報装置を設置しないことができる。

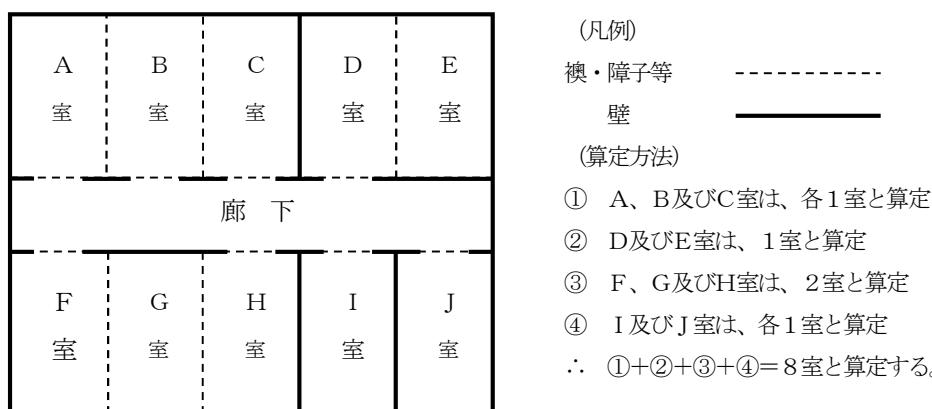
- (1) 令別表第1（5）項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの

なお、この場合における宿泊室とは、旅館業法施行令に定める宿泊室とし、旅館業法に規定するもの以外の防火対象物の宿泊室数算定は、廊下等共用部分から直接出入りすることができる開口部の有無により判断し、開口部がある場合は、1室と算定すること（第27-3図参照）。

- (2) 令別表第1（6）項イ(3)（19床以下に限る。）又は(4)に掲げる用途に供するもの

- (3) 令別表第1（6）項ハに掲げる用途に供するもの（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）

第27-3図



- 2 同一敷地内に設置義務のある棟が複数あり、次のいずれかに該当する場合は、火災通報装置の設置を1の棟とすることができる。

- (1) 防災センター等に火災通報装置本体を設置し、かつ、防災センター等に設置された1の自動火災報知設備の受信機により、火災通報装置の設置義務のある、同一敷地内の全ての棟を集中監視している場合

- (2) 主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置しているもので、次に該当する場合

ア 火災通報装置本体及び遠隔起動装置は、防災センター等に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟の遠隔起動装置は、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際し、すみやかに操作することができると認められる箇所及び防災センター的な箇所にそれぞれ設置されていること。

イ 主たる棟と別棟の防災センター等の間には、相互通話設備が基準24、第2、第4項の規定の例により設けられていること。

ウ 火災時において、通報連絡、初期消火、避難誘導等の措置を講じることができると認められる体制が整備されていること。